

戸籍の氏名への振り仮名記載に関する緊急要望

令和5年6月に戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、令和7年5月に施行される。同改正法に基づき、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることとなる。なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、データ連携の推進の観点から、本制度の速やかな導入が求められている。実施にあたっては、地方自治体が当該届出等に関する業務を担うこととなるが、本業務の円滑かつ確実な実施に向けて、以下のとおり要望する。

1. 円滑な制度導入が図られるよう、国として、国民に対する、改正法の主旨・手続に関する周知を確実に行うとともに、コールセンターを設置するなど、国民の問い合わせに適切に対応すること。また、地方自治体に対して、事務の詳細情報を早期に提示すること。
2. 地方自治体が効率的かつ最小限度の負担で対応できるよう、氏名の振り仮名に関する審査基準の明確化や手続き簡略化などの対応策を早急に検討・実施すること。
3. 本業務を円滑に推進するためには、システム改修や通知書の印刷・郵送のみならず、人員の追加配置、情報端末等の増設、関連システムの改修や自治体独自のコールセンター設置等が不可欠である。これらの経費についても補助対象を拡大し、全額国費負担による財政措置を講じること。
4. 令和7年5月の施行に向け、本業務を円滑に実施するためには、令和7年4月の交付決定では間に合わず、交付決定の前倒しが必要である。このため、対象経費の拡大分も含めた予算を令和6年度補正予算に計上し、速やかな交付決定を行うこと。

◆詳細説明

1. 本制度の開始後に遅滞なく本籍地の市区町村長から全ての国民に対して、郵送で戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を通知することとなるが、通知を受けた国民の混乱を招くことがないように、国の責任において、改正法の主旨や振り仮名の届出などの手続きに関する周知を行うとともに、国民からの手続きや振り仮名の基準に対する問い合わせに対応する国コールセンターを設置するなど、地方自治体の負担を軽減すること。また、令和6年8月に法務省のオンライン説明会が開催され、業務概要やスケジュールなどが示されたところであるが、施行まで期間が無い中、未だに地方自治体に対して、事務取扱に関する詳細情報が明示されていない。

い状況であることから、円滑な制度導入が図られるよう、早期に情報提供を行うこと。

2. 施行日から1年間と限られた期間で、仮の振り仮名の取得や通知、振り仮名の届出受付など、多くの業務が発生することから、各自治体が効率的かつ最小限度の負担で対応できるよう、仮の振り仮名について修正が不要な場合は届出を省略し手続きの簡略化を図るなど、対応策を早急に検討・実施すること。
3. 本業務に係る国の補助金について、システム改修経費及び通知書の印刷費・郵送費のみが対象経費となっているが、一定数の人口規模を有する中核市の場合、現状の体制では期間内に事務を遂行することは困難であるため、対応に係る人員の増員と機材の準備が求められることから、この他に人件費、情報端末等の増設費用、関連するシステム改修経費や独自のコールセンター設置に要する委託費など、対象経費の拡充を行うこと。また、これらについて、法定受託事務であるということを勘案し、全額国費負担による財源措置を講じること。
4. 令和6年8月の法務省説明会の資料では、補助金の交付決定が令和7年4月下旬と示されているが、令和7年5月の改正法施行に向けて、本業務を円滑に進めるためには、交付決定の前倒しが必要である。このため、前項で掲げる対象経費の拡大分も含めて、令和6年度の補正予算に計上し、財源確保を行った上で、速やかな交付決定を行うこと。

令和6年11月●日

中核市市長会

地方公共団体情報システム標準化に関する緊急要望

政府においては、中核市市長会の昨年10月緊急要望等を踏まえ、地方公共団体情報システムの標準化に係る「デジタル基盤改革支援補助金(以下、「補助金」という。)」の補助上限額の見直しや基金の増額等を行っていただいたことに、改めて感謝いたします。

しかしながら、令和6年9月に本会において移行経費等のフォロー調査を実施した結果、未だに多くの自治体に多額の経費負担が生じており、また、8割の自治体移行困難システムを抱える状況が明らかとなった。こうした実態を踏まえ、システムの移行に関する国の確実な財政措置と移行期間に対する柔軟な対応に関して、以下のとおり要望する。

1. 財政措置はなされているものの、未だに多額の自治体負担が生じる状況であることを勘案し、改めて補助上限額や補助対象範囲の見直し等を行い、そのための必要経費を令和6年度補正予算に計上し、財源を確保すること。
2. システム事業者のリソース不足等の影響もあり、中核市では8割の自治体移行困難システムを抱える状況であることから、現場の実情を十分に勘案した上で、移行期限延長に柔軟に対応すること。併せてデジタル基盤改革支援基金の設置期限を延長し、移行経費について、令和8年度以降も全額国庫負担による財政措置を行うこと。
3. ガバメントクラウドの利用料は、自治体の情報システムの運用経費等について「少なくとも3割の削減を目指す」(地方公共団体情報システム標準化基本方針)という目標に沿った適切な額に設定すること。

◆詳細説明

1. 中核市における移行経費の現状は、補助対象経費総額では、最大で37.9億円、平均で20.4億円となった。これに対して、補助上限額の平均は17.2億円であり、一中核市当たり平均3.4億円の補助金が不足している。これは、データ要件等の仕様やガバメントクラウドに関する情報が詳細化されたことにより見積額が増加したことが主な理由である。また、自治体負担率としては平均15.3%という現状にあり、令和5年8月に実施した調査の平均76.4%と比較した場合、改善はされているものの、未だに多額の自治体負担が生じている状況である。
2. 今後申請予定の自治体も含めると移行困難システムがある自治体数は50となり、ほとんどの自治体移行期限に間に合わない状況である。こうした現状を踏まえ、引き続き移行期間延長に対する柔軟な対応を求める。また、地方公共団体情報システム機構法において、デジタル基盤改革支援基金は、令和8年3月31日までの設置となっているが、こうした進捗に遅れが出ている状況を勘案し、当該基金の設

置期限を延長すべく、関連法令の改正を行い対応すること。

3. 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、国が策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととされていることから、目標に沿った適切な額を設定すること。

令和6年11月●日

中核市市長会

【中核市市長会】地方公共団体情報システム標準化に関する調査結果概要

1. 調査概要

(1) 調査目的：昨年8月に標記調査を行い、その内容を踏まえ10月に中核市市長会において緊急要望を実施した。その後、総務省補正予算によるデジタル基盤改革支援基金の追加計上と補助金の上限額等の内示が行われたが、改めて各市の状況を確認するため、調査を実施したもの。

(2) 調査対象：中核市62市

(3) 調査期間：令和6年9月20日～10月4日

2. 結果概要

単位：百万円

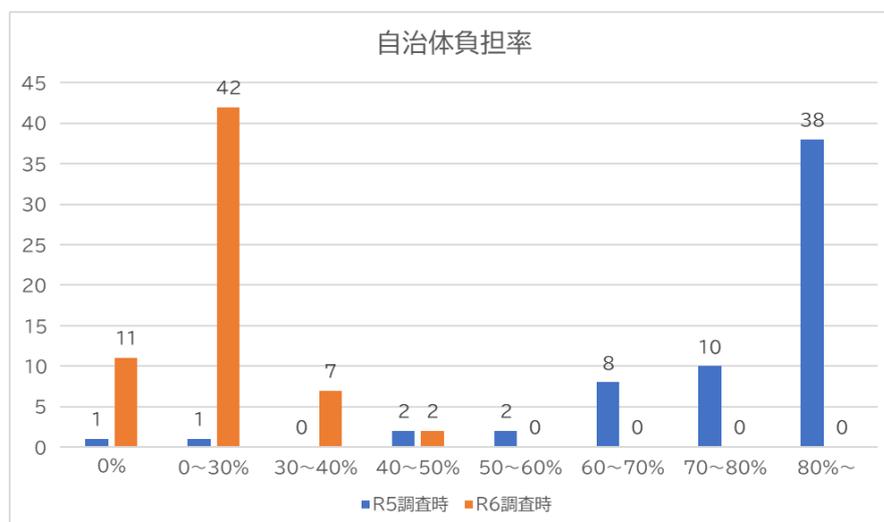
	調査	62市合計値	最大値	平均値
移行経費総額	前回	112,478	3,869	1,814
	今回	126,389	3,792	2,038
国の補助上限額	前回	21,075	545	339
	今回	106,460	3,792	1,717
不足額 (自治体負担額)	前回	91,462	3,342	1,475
	今回	20,914	1,582	337
自治体負担率	前回	—	89.1%	76.4%
	今回	—	46.6%	15.3%

※ 項目ごとにそれぞれ、中核市62市中の最大値、平均値、62市合計値を記載。

移行経費総額には補助対象経費のみを計上。

自治体負担率の平均値は各自治体の負担率の単純平均。

不足額が1,000円未満の場合は、負担率を0%として集計。



※移行困難システムがある自治体数：50自治体（今後、申請予定の自治体を含む。）

就学前教育・保育施設整備に関する緊急要望

「就学前教育・保育施設整備交付金」(以下、「交付金」という。)について、令和6年5月に中核市市長会は、自治体の施設整備計画に支障が出ることはないよう柔軟な措置と予算確保を求める緊急要望を実施した。こうした要望に対応すべく、国は予算執行残額の範囲で交付内示を行う等の緊急措置を行ったところである。

国の柔軟な対応により自治体の財源確保の道筋を立てたことは評価される場所であるが、なお、未内示の交付金に対しての確実な予算の確保に向けて、以下のとおり要望する。

1. 令和6年5月に地方厚生(支)局から出された当交付金の追加協議に係る事務連絡において、「協議額のうち内示できない不足額については、国として必要な追加財源の確保に向け全力で取り組む」と示されていることから、令和6年度補正予算に必要な金額を計上し、各自治体に負担が生じることがないように、確実に財源を確保すること。
2. 令和7年度以降についても、各自治体における所要額を確実に調査した上で、必要な財源確保に努め、整備計画に支障が出ることはないよう対応すること。

令和6年11月●日

中核市市長会